

## 公布された規則のあらまし

### ◇母子及び父子並びに寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

#### 1 改正の理由及び内容

母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の改正により、母子福祉資金貸付金に母子臨時児童扶養等資金及び父子福祉資金貸付金に父子臨時児童扶養資金が新設されたことに伴い、必要な改正を行いました。（別表第1、様式第1号関係）

#### 2 施行期日

この規則は、公布の日から施行することとしました。